特定非営利活動法人 ロイヤルセラピスト協会

定　　款

特定非営利活動法人 ロイヤルセラピスト協会 定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ロイヤルセラピスト協会と称し、英文名を、Royal Therapist　Association とする。

（事務所等）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都千代田区丸の内一丁目８番３号丸の内トラストタワー本館２０階に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、誰もが健やかな生活と健康的な老後を送れるよう、セラピスト技術（心身の健康療法）の教育普及、広報及び技術者の就業支援等を行い、もって健康で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

（３）　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）　セラピスト技術に関する教育普及事業

①セミナー・イベント等の開催

②セラピスト技術検定試験の実施

（２）　セラピスト技術に関する広報事業

①ホームページの運営

②機関紙等の発行

（３）　セラピスト技術者に関する就業支援事業

（４）　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（２）賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき

（２）本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

（３）継続して１年以上会費を滞納したとき

（４）除名されたとき

（退会）

第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この定款等に違反したとき

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（拠出金品の不返還）

第１２条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　役員等

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

（１）　理　事　３人以上 15 人以下

（２）　監　事　１人以上３人以下

２　理事のうち、１人を理事長とし、若干名の副理事長を置くことができる。

（選任等）

第１４条　理事は、理事会において選任し、社員総会に報告する。

２　理事長及び副理事長は、理事会において理事の中から選任する。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、社員総会において選任する。

６　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び社員総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること

（２）この法人の財産の状況を監査すること

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること

（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

（任期等）

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わな

ければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事が３人未満となったとき、又は監事が１人未満となったときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において出席した理事の過半数の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

２　監事が前項各号の一に該当するに至ったときは、社員総会において出席した正会員の過半数の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章　社員総会

（種別）

第２０条　この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の２種とする。

（構成）

第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２２条　社員総会は、法令及びこの定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散

（３）合併

（４）その他法令又はこの定款により社員総会の議決を要する事項

（５）理事会が社員総会に付議すべきものとして議決した事項

（開催）

第２３条　通常社員総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メール等の電磁的方法により招集の請求があったとき

（３）第 15 条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき

（招集）

第２４条　社員総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

３　社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等の電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（運営方法）

第２５条　社員総会の運営方法は、この定款に定めるもののほか、別に規則を定めることができる。

（議長）

第２６条　社員総会の議長は、その社員総会に出席した正会員の中から、理事長が指名する。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その社員総会に出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２７条　社員総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２８条　社員総会における議決事項は、第 24 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、法令又はこの定款により特別の手続を要する事項を除き、出席した正会員の過半数の議決により議題とすることができる。

２　社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メール等の電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第２９条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メール等の電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２７条、第２８条第２項、第３０条第１項第２号及び第５０条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

４　社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３０条　社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（ただし、書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、第２８条第３項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）社員総会の決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３２条　理事会は、法令又はこの定款により社員総会の議決を要する事項を除き、この法人の業務執行に関する一切の事項について議決する。

２　前項に定めるもののほか、理事会は、次の事項について議決する。

（１）社員総会に付議すべき事項

（２）社員総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）事業計画及び活動予算並びにその変更
（４）事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類の作成及び社員総会への提出に関する事項
（５）理事の選任又は解任、役員の職務及び報酬等に関する事項
（６）入会金及び会費の額
（７）借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（８）事務局の組織及び運営に関する事項
（９）資産の管理方法に関する事項
（１０）予算の追加及び更正
（１１）細則その他内部規程の制定、変更及び廃止
（１２）その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき
（２）理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電子メール等の電磁的方法により招集の請求があったとき
（３）第１５条第５項第５号の規定に基づいて監事から招集の請求があったとき
２　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
３　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（招集）
第３４条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、第３３条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から６０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等の電磁的方法により、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第３６条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メール等の電磁的方法により表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第３３条第２項、第３６条第２項及び第３８条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者がある場合は、その旨を付記すること）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）　設立当初の財産目録に記載された資産
（２）　入会金及び会費
（３）　寄付金品
（４）　財産から生じる収益
（５）　事業に伴う収益
（６）　その他の収益

（資産の区分）
第４０条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）
第４１条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４２条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第４３条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）

第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（予備費の設定及び使用）

第４５条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経て、次の社員総会に報告することとする。

（予算の追加及び更正）

第４６条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４７条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、理事会の承認及び監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４８条　この法人の事業年度は、毎年３月１日に始まり、翌年２月末日に終わる。

（臨機の措置）

第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５０条　この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の２分の１以上が出席した社員総会において、出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経なければならない。

２　前項の定款変更のうち、次に掲げる事項に係る定款変更については、所轄庁の認証を得なければならない。

（１）目的
（２）名称
（３）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（４）主たる事務所及びその他の事務所の所在地。ただし、所轄庁の変更を伴うものに限る。
（５）社員の資格の得喪に関する事項
（６）役員に関する事項。ただし、役員の定数に係るものを除く。
（７）会議に関する事項
（８）その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（９）解散に関する事項。ただし、残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。
（１０）定款の変更に関する事項

（解散）
第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１）　社員総会の決議
（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）　正会員の欠亡
（４）　合併
（５）　破産手続開始の決定
（６）　所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第５２条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、社員総会において選定したものに譲渡するものとする。

（合併）
第５３条　この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第５４条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
２　前項の規定にかかわらず、法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに~~掲示~~電子公告する方法により行う。
３　事故その他やむを得ない事由によって前項の方法による公告をすることができない場合

には、官報に掲載して行う。

第１０章　事務局

（事務局）

第５５条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

2　事務局長及び職員は、理事長が任免する。

3　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１１章　雑則

（細則）

第５６条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、別表１のとおりとする。

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 20 年２月 29 日に終了する事業年度に係る通常社員総会が開催される月の末日までとする。ただし、通常社員総会は、当該事業年度終了の日から３ヶ月以内に開催するものとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによる。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 20 年２月 29 日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、別表２のとおりとする。

別表１　設立当初の役員

理 事 長	細井　宏樹
理　　事	厚川　広行、長沼　正彦、保屋野　博之、 加藤　リカ、茅野　佳子、須貝　鈴美、山田　昌彦、 新井　由紀枝、若林　知子
監　　事	吉田　光一郎

別表２　設立当初の入会金及び会費

	入会金	年会費

正 会 員(個人・団体)	10,000 円	12,000 円
一般会員(個人・団体)	10,000 円	12,000 円
賛助会員(個人・団体)	10,000 円	一口 12,000 円（一口以上）

附　則

1　この定款は、所轄庁の認証の日から施行する。

2　この定款変更に伴い、条文番号、引用条項及び附則の明白な誤記を整備する。